

第5章 いのち支える自殺対策計画の推進

1. 基本的な考え方と目標

(1) 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、健康問題や家庭問題、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立、性的マイノリティ、インターネット上の差別・人権侵害などの様々な社会的要因があると知られています。

かつらぎ町では、自殺総合対策大綱における基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進するため、本計画に自殺対策推進計画を盛り込み、住民が安心して住み続けられる地域共生社会を目指し、以下の基本理念を掲げます。

基本理念

一人ひとりがつながり、支え合い助け合うまちの実現
～誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現を目指して～

(2) 計画の目標

自殺対策基本法の改正により「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことが理念として掲げられていることから、最終目標としては、自殺者のいない社会の実現ということになります。国は、当面の目標として、先進諸国の現在の水準まで減少させ、令和8年までに自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を平成27年の18.5と比較して30%以上減少の13.0以下に減少させることとしています。

これをかつらぎ町にあてはめると、平成27年の自殺死亡率は27.77であり、30%減少させた場合は令和8年に19.44となることから、本計画終了時の令和11年の目標を13.61以下とします。

(3) 基本方針

基本理念の実現を目指して、自殺対策における基本認識を踏まえ、以下の6項目を自殺対策の基本方針とします。

1. 生きることの包括的な支援
2. 関連施策との有機的な連携を強化した総合的な取り組み
3. 対応の段階に応じた対策の展開
4. 実践と啓発を両輪とした推進
5. 関係者の役割を明確化し、連携・協働した取組の推進
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

① 生きることの包括的な支援

社会全体の自殺リスクの低下に加え、一人ひとりの生活を守る自殺対策として、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取り組みと共に、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことで、自殺リスクを低下させる方向で推進する「生きることの包括的な支援」として取り組む必要があります。

② 関連施策との有機的な連携を強化した総合的な取り組み

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題の他、地域や職場環境、さらには本人の性格傾向や家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人への対応として、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要となります。

各種制度の狭間にいる人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人等を早期に発見し支援していくため、地域住民、民間団体と公的機関が協働で包括的な支援を進める「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりの取り組みや、生活困窮者自立支援制度等と一緒にとなったネットワークの構築が大切になります。

③ 対応の段階に応じた対策の展開

「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」等、対応の段階に応じたレベルごとの対策を強力かつ効果的に連動させ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進します。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じます。

④ 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいという現状があります。

相談することや精神科受診への心理的な抵抗を感じる人も少なくないと言われており、すべての住民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気付き、精神科医等の専門家につなぎ、その助言を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に積極的に取り組んでいく必要があります。

⑤ 関係者の役割を明確化し、連携・協働した取組の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、町をはじめ、関係団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働し、町を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

⑥ 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺者または自殺未遂者や関係する親族等の名誉や生活の平穏を十分配慮し、適切な支援を行うことが重要です。町、支援機関、民間団体等の自殺対策に関わるすべての人が、このことを認識して自殺対策に取り組みます。

(4) 自殺対策の施策体系

■ 施策体系と方向性

施策	施策内容	概要
基本施策	(1) 地域におけるネットワークの強化	相談しやすい窓口、体制の充実を行い、自殺のサインを見逃さないよう庁内外のネットワークづくりを推進します。
	(2) 自殺対策を支える人材の育成	住民や支援者などに自殺予防の研修を行い、ゲートキーパー※や支援者になり得る人材を養成します。
	(3) 住民への啓発と周知	自殺に対する偏見や、悩みを抱えた際の相談先など、自殺対策に関わる様々な情報を発信します。
	(4) 生きることの促進要因への支援	自殺リスクを抱える人への、生きることの包括的な支援として、様々な支援を実施します。
	(5) 児童生徒の自殺対策に資する教育	学校教育やその他の支援者と連携し、子どもや若年層の自殺予防に向けて取り組みを行います。
重点施策	(1) 高齢者対策	孤独や心身の衰えに対し、地域連携強化を図る支援体制を構築します。
	(2) 生活困窮者対策	経済的困難に直面する住民へ相談支援と社会参加の機会提供を実施します。
	(3) 勤務・経営対策	職場環境や経営改善に向け、適切な相談支援とメンタルヘルス対策を推進します。
	(4) 無職者・失業者対策	無職・失業者に早期介入支援を展開し、再就職促進と心のケアを実施します。

※ゲートキーパーとは　自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、自殺の危険性を示すサインに気付き、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るという役割を担います。

2. 自殺対策の取り組み

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係し合って起こります。そのため状態が深刻化する前に複合的な課題に対応できるよう、自殺対策に係る相談支援機関等が連携を図り、ネットワークの強化を進めます。行政の関係機関と地域の多様な関係者が連携、協力して実効性ある施策を推進していくことも重要となります。

① 町内全体での自殺対策の推進

◇地域のネットワークづくり

- 町内の関係団体や関係者が交流できる場の設置、情報提供により地域のネットワークづくりを促進し、地域における自殺の予防・早期の支援につなげます。
- 自治区長会や地域での地区役員を参集する会議において、本町の自殺の現状策についての情報提供や身近な人の変化を察知し、専門機関につなぐことができるゲートキーパーの役割について啓発し、住民同士で支え合いと見守りができる体制を推進します。

② 各分野における連携体制の充実

◇横断的な子ども・若者支援の充実

- 本庁関係部署、教育機関、ひきこもり支援N P O等の外部関係機関と連携して、ニートやひきこもり、発達障害や精神疾患等の問題に対応できる体制整備の強化に取り組みます。
- 要保護児童対策地域協議会や青少年育成連絡協議会、各地域の見守り隊等と連携し、家庭・地域・学校が一体となった取り組みを推進します。

◇障害福祉施策の充実

- 自立支援協議会において障害福祉分野の困難ケースや地域に共通する課題について検討し、効果的な支援のための連携や、解決に向けての取り組みに生かします。
- 障害者団体、ボランティア団体との連携の促進を図ります。

◇児童虐待防止の連携体制の充実

- 児童虐待（障害児を含む）の防止に向けて、相談体制の整備、早期発見と保護など、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。
- 児童虐待や養育困難など何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、里親制度等の普及に努めます。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を推進するには、直接的に自殺対策に関わる人材の確保・育成を図ることが必要です。

悩みを抱えている人と接する住民一人ひとりが自殺対策への意識を持ち、自殺の危険を示すサインに気付いて適切に対応することが大切です。幅広い分野における研修等において、自殺対策に関する意識付けを行います。

① 職員を対象とする研修

◇職員研修を通じた人材育成

- 職員研修等を通じて自殺対策への意識を高め、自殺未遂者への対応や相談業務を行える人材を育てます。

◇教職員研修における自殺対策の意識付け

- いじめ防止をはじめ児童生徒の自殺の要因となる問題について、教職員への研修を行い、自殺対策への意識啓発に努め、資質の向上を図ります。

② 住民を対象とする研修

◇自殺予防ゲートキーパーの啓発

- 「いのちの門番」ともいえるゲートキーパーの必要性や重要性を地域の集会等で住民に周知・啓発を行います。

◇民生委員・児童委員・母子保健推進員・健康推進員への研修

- 民生委員・児童委員・母子保健推進員・健康推進員を対象に、DVや児童・高齢者虐待の予防についての研修会を実施する際に、自殺対策についての意識啓発を図ります。

(3) 住民への啓発と周知

① 住民向け講座等の開催

◇こころの健康に対する知識の普及

- 健康に関する出前講座や家庭訪問により、ストレス発散法、睡眠の取り方等の知識の普及を図ります。

◇人権教育の実施

- こども園、幼稚園、小・中学校において、自殺の要因につながる様々な人権について学ぶ機会を設けます。

② 様々な媒体を活用した情報提供

◇自殺予防週間・自殺対策月間を通じた啓発の実施

- 自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）に自殺対策の啓発物品等を掲示、配布し周知を図ります。

◇自殺対策の啓発

- 自殺対策に関するリーフレットや啓発グッズを町役場や保健福祉センター等の公共施設で配布し、広く周知・啓発を図ります。

◇こころの健康に対する情報提供

- 広報誌・ホームページ等によるメンタルヘルス等の情報提供を行います。

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。このため、具体的には生活上の困りごとを察知し関係者連携で解決を図る支援、自殺未遂者や遺された人への支援や孤立を防ぐための居場所づくり、うつ等のスクリーニング事業など生きることへの包括的な施策を推進します。

① 支援を求める人への様々な生きる支援の実施

◇高齢者への見守りの強化

- 住民、ボランティア団体、N P O 法人、社会福祉協議会、民生委員・児童委員と協力しながら、一人暮らしや高齢者世帯の見守りを行います。
- 企業や事業所、各種団体等の協力を得ながら、地域での孤独死の未然防止並びに認知症による徘徊、その他異変の早期発見及び対応を行うため、地域見守り活動を推進します。
- 支援が必要な高齢者や一人暮らし高齢者等を対象に、安否確認を行うとともに、栄養バランスの取れた食事を配達する見守り配食サービス事業を実施します。

◇高齢者の健康づくりの推進

- 関係機関や関係部署との連携のもと、高齢者に対して各種検診・保健指導・健康教育等を実施します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業として多様な介護予防事業を推進します。

◇認知症高齢者への見守り

- 認知症高齢者の見守り体制を構築するために、認知症に関する広報・啓発活動を行うとともに地域の医療・介護・福祉の連携を図ります。

◇権利擁護事業の推進

- 自ら意思決定することが困難な高齢者や障害のある方等に対して、かつらぎ町社会福祉協議会や橋本・伊都地域基幹相談支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を進めます。

◇虐待防止施策の推進

- 子どもや高齢者、障害のある方等への虐待について、関係機関と連携した迅速な対応を行います。

◇ひとり親家庭等の自立支援の推進

- かつらぎ町では、近年死亡比率は女性の割合が多く、ひとり親家庭での被扶養者に占める男女比率も女性が圧倒的に多い事から、子育てをしながら働く女性の自立支援策として、子育て短期支援事業、保育などを利用する際の配慮等、各種支援策を推進するほか、県と連携して、子育て・生活支援策、養育費の確保策、経済的支援策などの総合的な自立支援を推進します。

◇経済的に困難を抱えた家庭への支援

- 生活困窮に陥った家庭を対象として、児童の養育相談や保護者の就労支援を実施します。

◇生活困窮者・無職者への支援

- 生活困窮者や無職者等の課題が深刻化する前に、民生委員・児童委員や地域の方との連携により早期発見し、複合的な課題に対応するため、様々な関係機関が横断的な連携を図ります。
- 就労や学習支援、経済的な助成等、生活困窮者や無職者等を適切な支援につなげるための制度や相談窓口について、周知・啓発を図ります。

◇妊娠婦や保護者の不安を解消する支援

- 妊娠届出時に保健師が面接を行い、妊娠中から出産・子育て期まで支援します。出産後は、出生届出時や乳児訪問時に状況を確認し、必要に応じて産後ケア事業の紹介や医療機関と連携し、産後うつの発症や重症化予防のための支援を行います。

② 心身の健康づくりの推進

◇健康教育・健康相談体制の充実

- 関係機関や関係部署との連携のもと、ライフステージや障害の有無等に応じた各種検診・保健指導・健康教育等を実施します。特に、生活習慣病の予防等のための健康教育・健康相談等の体制の充実を図ります。

- 住民一人ひとりが健康に关心を持ち、生きがいや楽しみを持ちながら、安心して生活を送ることができるよう、地域における健康づくり活動の促進や、広報誌、パンフレット等による情報提供を図ります。

◇精神疾患者への支援

- うつ病等精神疾患者に対して、利用できる医療制度の周知や、身近な地域での見守り、声かけのできる人材の育成、相談窓口の紹介を実施するとともに、関係機関と連携した取り組みを推進します。

③ 多様な居場所づくり

◇子どもや保護者の居場所づくり

- 放課後児童クラブや児童館、地域子育て支援センター「はぐくみ」での活動や、こども家庭センター「S U K U 2（すくすく）」における妊娠期から子育て期の方を対象とした交流の場や育児サークルへの支援を行い、子どもや子育て家庭の多様な居場所づくりを推進します。

◇高齢者の地域の居場所づくり

- 各地域でのサロン活動や、老人クラブ活動、公民館の高齢者学級の実施等を通じて、高齢者が気軽に交流でき、閉じこもり防止や介護予防につながる居場所づくりを進めます。

◇スポーツ協会、スポーツ少年団などの活動支援

- スポーツ協会、スポーツ少年団などへの支援を通じて住民が気軽に参加し、スポーツを楽しめる環境の充実を図ります。

④ 多様な相談の実施

◇地域における相談支援の充実

- 身近な相談機関や専門相談機関等と連携し、複雑で多様な相談に対応できる体制の構築を図ります。
- 社会福祉協議会、自治区長、民生児童委員、地域の団体、ボランティア等が連携を強化し、情報共有や相談を行います。

◇行政相談・法律相談の実施

- 各地区公民館等において行政相談委員による「行政相談」を実施し、かつらぎ町地域福祉センターにおいては弁護士による「法律相談」を行います。

◇子育て家庭に対する相談の実施

- 子どもの健康、発育・発達等について、こども家庭センター「S U K U 2 (すくすく)」での保健師による相談支援、地域子育て支援センター「はぐくみ」での保育士による子育て相談を行います。
- 訪問や電話による相談支援を充実します。

◇高齢者への相談支援の実施

- 介護予防、日常生活支援、権利擁護、家族介護支援などを地域包括支援センターが中核となって包括的かつ総合的に推進し、高齢者の日常生活上の相談等への助言や援助を行います。

◇障害のある方やその家族への相談支援の実施

- 橋本伊都圏域内の相談支援事業所、町役場窓口等、それぞれの相談支援機能の充実・強化を図ります。
- 障害の状態等に応じて障害福祉サービスを利用できるよう、障害福祉サービス事業所と連携して相談支援専門員の養成・確保と相談支援の質の向上に取り組みます。
- 困難なケース対応や、専門的指導・助言、人材育成、関係機関・相談機関との連携強化等、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るため、橋本・伊都地域基幹相談支援センターを設置し、障害者の相談支援の一層の充実を図ります。
- 身近な地域の相談者として、民生児童委員や、障害当事者によるピアカウンセリングなどの活動を支援します。
- 公共職業安定所、障害者職業センターをはじめとする関係機関と連携し、障害のある方に対する職業紹介、職業訓練等の支援へとつなげます。

◇障害児相談支援の充実

- すべての通所支援利用者が、障害児相談支援による適切なケアマネジメントを受けることができる体制の整備を進めます。
- 地域の医療的ケアの必要な児童のための対応を充実するため、橋本・伊都地域医療的ケア児等支援協議会を設置し課題を検討します。

- 窓口や電話による健康相談を隨時行います。

◇DVに関する相談の実施

- DVの被害者や第三者が安心して相談・通報できる体制と総合相談窓口を設置します。

◇ひきこもりに関する相談の実施

- 関係機関やNPO法人と連携し、居場所の確保や就労につなげられるよう支援します。

◇消費生活に関する相談の実施

- 消費者相談会を実施し、関係機関と連携を図りながら解決にあたります。
- 家庭や地域、職場などで消費生活に関する意識啓発に取り組みます。
- 窓口や電話による相談支援を充実します。
- 多重債務者のための相談支援を実施します。

(5) 児童生徒の自殺対策に資する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、本町においても児童生徒が命の大切さを実感できる教育はもとより、社会で直面する可能性のある困難やストレスへの対処、命や暮らしの危機に直面したときには助けを求めることができるようとするなど、心と体の健やかな育成に取り組みます。

① 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

◇「自殺予防教育」の推進

- 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が自分や他の人の命や人権を大切にできるよう、命を大切にする教育を推進します。

◇SOSの出し方やつなぐことに関する教育の推進

- 児童生徒が自分自身や友達の命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかを学ぶとともに、つらいときや苦しいときには信頼できる大人に助けを求めてよいということを学ぶ教育を推進します。

◇SC(スクールカウンセラー)・SSW(スクールソーシャルワーカー)・不登校支援員の派遣

- SC・SSW・不登校支援員の派遣により、児童生徒や保護者へのきめ細やかな支援体制の構築を図ります。

② 児童生徒の自殺対策に関する取り組みの強化

◇いじめ・不登校への対応

- いじめ・不登校への対応については、学校・家庭・地域との連携をさらに推進して取り組みます。

◇教職員の資質向上

- いじめ防止をはじめ児童生徒の自殺の要因となる問題について、教職員への研修等を行い、自殺対策への意識啓発に努め、資質の向上を図ります。

◇非行防止のための取り組み及び地域での見守り

- 学校・地域・警察等の関係機関が連携し、児童生徒の非行防止や地域での見守りを行います。